



2026年2月12日

各 位

会社名 株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 三村 博明
(コード番号: 334A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 松本 勝裕
(TEL 03-4361-2018)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2026年3月26日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスを一層充実させ、透明性の高い経営を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更等を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条(省略) (目的) 第2条(省略) (本店の所在地) 第3条(省略) (公告方法) 第4条(省略) (機関構成) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第1章 総則 (商号) 第1条(現行どおり) (目的) 第2条(現行どおり) (本店の所在地) 第3条(現行どおり) (公告方法) 第4条(現行どおり) (機関構成) 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条(省略) (自己の株式の取得) 第7条(省略) (単元株式数) 第8条(省略) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条(省略)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条(現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条(現行どおり) (単元株式数) 第8条(現行どおり) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条(現行どおり)

(株主名簿管理人) 第10条(省略) (基準日) 第11条(省略) (株式取扱規程) 第12条(省略)	(株主名簿管理人) 第10条(現行どおり) (基準日) 第11条(現行どおり) (株式取扱規程) 第12条(現行どおり)
第3章 株主総会 (定時株主総会及び臨時株主総会) 第13条(省略) (招集権者) 第14条(省略) (株主総会の日時等) 第15条(省略) (議長) 第16条(省略) (議決権の代理行使) 第17条(省略) (決議方法) 第18条(省略) (議事録) 第19条(省略) (電子提供措置) 第20条(省略)	第3章 株主総会 (定時株主総会及び臨時株主総会) 第13条(現行どおり) (招集権者) 第14条(現行どおり) (株主総会の日時等) 第15条(現行どおり) (議長) 第16条(現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条(現行どおり) (決議方法) 第18条(現行どおり) (議事録) 第19条(現行どおり) (電子提供措置) 第20条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は、7名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役 <u>監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</u> <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (省略) 3. (省略) <u>4. (新設)</u>	(取締役の選任) 第22条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 <u>3. (新設)</u> <u>4. (新設)</u>	(取締役の任期) 第23条 取締役 <u>監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。 2. (省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議により <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 取締役社長1名を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第25条(省略) 2. (省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第25条(現行どおり) 2. (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急	(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、

<p>の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議方法) 第 27 条(省略) 2. (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役(監査等委員である取締役を含む。)がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(取締役会規程) 第 30 条(省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第 32 条(省略)</p> <p>(監査役の員数) 第 33 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除及び責任限定契約) 第 37 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低限度額とする契約を締結することができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議方法) 第 27 条(現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査等委員である取締役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役(監査等委員である取締役を含む。)がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第 30 条 当会社は、会社法399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第 31 条(現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 32 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第 33 条(現行どおり)</p> <p>(監査役の員数) (削除)</p> <p>(監査役の選任) (削除)</p> <p>(監査役の任期) (削除)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 34 条 (削除)</p> <p>(監査役の責任免除及び責任限定契約) 第 35 条(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 36 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
--	--

<p>(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第42条(省略) (会計監査人の任期) 第43条(省略) 2. (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第45条(省略)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第46条(省略) (剰余金の配当の基準日) 第47条(省略) 2. (省略) (中間配当) 第48条(省略) (配当金の除斥期間) 第49条(省略) 2. (省略)</p> <p>第8章 附則 (法令の適用) 第50条(省略) 第51条(省略)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第38条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第40条(現行どおり) (会計監査人の任期) 第41条(現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第43条(現行どおり)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第44条(現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第45条(省略) 2. (省略) (中間配当) 第46条(現行どおり) (配当金の除斥期間) 第47条(現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>第8章 附則 (法令の適用) 第48条(現行どおり) 第49条(現行どおり)</p>
---	---

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月26日（木）

定款変更の効力発生日 2026年3月26日（木）